

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年5月24日（平成29年（行情）諮問第195号）

答申日：平成29年10月12日（平成29年度（行情）答申第259号）

事件名：特定文書に記載の「これらの同意が安定的に維持されると認められるとの評価」の業務のために行政文書ファイルにつづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『これらの同意が安定的に維持されると認められるとの評価』（「南スーダン国際平和協力業務実施計画」）の業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「新任務付与に関する考え方」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月23日付け府平第82号により内閣府国際平和協力本部事務局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると、特定された文書の数が少ないと思料されるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、本件請求文書の開示請求に対して、平成29年1月30日付けの行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）に添付されていた請求内容の出典となる「南スーダン国際平和協力業務実施計画」（平成28年11月15日閣議決定）の抜粋（「これらの同意が安定的に維持されると認められるとの評価」の文言に下線を引いたもの）を踏まえて、本件対象文書を特定し、その全てを開示する原処分を行った。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

処分庁においては、本件開示請求書における請求する行政文書の名称等欄に「『これらの同意が安定的に維持されると認められるとの評価』（「南スーダン国際平和協力業務実施計画」）の業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。」とあったこと、また、本件開示請求書に請求内容の出典となる「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の抜粋が添付されていたことを踏まえて、当該評価を示す行政文書に対する開示請求であると解し、「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の業務に関してつづられた行政文書ファイルのうち当該評価を示した行政文書である本件対象文書を特定し、その全てを開示したところである。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求において、テーマの重要性を鑑みると他にも文書が存在するものと思料されるとしているが、当該評価を記載した文書は本件対象文書しかなく、審査請求人の主張は当たらない。

処分庁では「これらの同意が安定的に維持されると認められるとの評価」との請求に対し、当該評価そのものである本件対象文書を全部開示しており、審査請求人の請求理由に正当性はないと考える。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年5月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月8日 | 審議 |
| ④ 同年10月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の平成28年11月15日の閣議決定による改正に当たり、処分庁で作成された事前説明資料である。

審査請求人は、本件対象文書以外にも文書が存在するものと思料される旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 審査請求人は、本件開示請求書に、平成28年11月15日に改正された「南スーダン国際平和協力業務実施計画」を添付した上で、同計画に記載のある「これらの同意が安定的に維持されると認められるとの評価」の業務のために行政文書ファイルにつづった文書を求めている。

イ 「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の平成28年11月15日の改正に当たっては、国際平和協法力3条5号ラに掲げる業務に係る国際平和協力業務（いわゆる「駆け付け警護」）が追加となったが、当該業務の追加に当たって、①武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び②我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意、という2つの「同意が安定的に維持される」か否かにつき、政府部内等で評価を行ったため、当該評価に係る行政文書のうち行政文書ファイルにつづられたものが本件請求文書に該当すると解し、担当部局の書庫及び書架等の探索を行ったところ、本件対象文書（「新任務付与に関する考え方」）が見つかったのでこれを特定した。

ウ 本件対象文書は、「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の平成28年11月15日の改正に当たって、与党関係者への事前説明に用いた資料であり、処分庁は、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していない。なお、当該改正に当たっては、国家安全保障会議等においても審議が行われたが、処分庁では、国家安全保障会議等で用いられた文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

(2) 諮問庁から、本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件開示請求書に添付された「南スーダン国際平和協力業務実施計画」は、平成28年11月15日に改正されたものであることから、処分庁の説明のとおり、「南スーダン国際平和協力業務実施計画」の同日の改正に当たって行われた「同意が安定的に維持される」か否かの評価に係る文書のうち行政文書ファイルにつづられた文書が、本件請求文書に該当すると認められる。

これを前提にすると、処分庁は本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないという諮問庁の上記(1)ウの説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣府国際平和協力本部事務局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、開示した決定については、内閣府国際平和協力本部事務局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久